令和７年度地域を支える農業者等確保総合事業

（新規就農者サポート組織の活動支援）の概要

　　令和７年４月１日

　　福島県農業担い手課

１　趣旨

地域の実情に応じた担い手等の確保・育成を図るため、市町村、ＪＡ等が連携して取り組む新規就農者サポート組織の活動を支援する。

２　事業内容

新規就農者サポート組織が行う以下の取組に対して補助する。

（１）新規就農者サポート組織の設置・運営

　 ア　新規就農者サポート組織の設立・運営に要する経費

（２）就農者受入条件の整備

　　ア　新規就農者向け住居の借上げ費、農地費の支援（賃借料）

　　イ　新規就農者へのリース用の農機具等の導入

　　　　※取得価格（農機具等導入経費の総額）：500千円未満（補助対象経費）

（３）県内外でのＰＲ活動・就農相談会、交流会等の活動

　　ア　県内外での就農フェア・就農相談会の開催または参加に要する経費

イ　産地見学・農業体験会の開催に要する経費

　　ウ　新規参入希望者と地域の生産者との交流会等の開催に要する経費

　　エ　セミナーや実務研修、スキルアップ研修の開催に要する経費

３　事業実施主体

ア　新規就農者サポート組織（市町村、ＪＡ等で構成される組織）

　　　　※市町村、ＪＡは必ず構成員とすること

　　イ　新規就農者サポート組織を構成する市町村、団体(ＪＡ、市町村公社、地域担い手協議会　等)

　　ウ　事業実施期間中に、新規就農者サポート組織の設立が確実な市町村、団体（ＪＡ、市町村公社、地域担い手協議会　等）

４　補助率・上限

（１）補　助　率　３のア、イ　１／２以内

　　　　　　　　　３のウ　　　定額

（２）補助額上限　３のア、イ　上限５０万円以内

　　　　　　　　　ただし、市町村を越えて広域的に活動している協議会、又は研修生を３

人／年以上受け入れている協議会については７５万円以内。

　　　　　　　　　３のウ　　　上限１００万円以内

５　予算額

１０，０００千円

６　事業実施期間

令和４年度～令和８年度（５年間）